

別表（第2条関係）

補助事業名	病院内保育所運営事業
補助事業の目的	保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）等病院における医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、病院内保育事業の強化、充実を図る。
補助事業の対象となる者	<p>1 実施主体 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者で地方公共団体及び公的団体を除く民間事業者、その他知事が認める者</p> <p>2 補助対象施設 補助対象施設は、別表に掲げる院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料（保育に要する費用の保護者負担額をいい、給食費は含むが、おやつ代は含まない。）として、1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする（ただし、12ヵ月運営をしないものは除く）。</p>
補助事業の対象となる経費	病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人事費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人事費とする。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	別表のとおり ただし、予算の範囲内とする
適用除外する項目	第19条

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>病院内保育所運営事業所要額調書（様式1-1）、病院内保育施設設置病院の決算状況（様式1-2）、保育士等職員給与費明細書（様式1-3）、病院内保育所運営事業計画書（様式2-1）、24時間保育（夜間保育）実施計画表（様式2-2）、病児等保育実施計画表（様式2-3）、緊急一時保育実施計画表（様式2-4）、児童保育実施計画表（様式2-5）、休日保育実施計画表（様式2-6）、保育児童名簿（様式2-7）、病院内保育施設利用予定状況調（様式3）、委託契約書の写し（運営を委託している場合）、運営規則の写し</p> <p>※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第7条第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額に増額が生じない経費の変更とする。</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>_____</p>
第9条第1項	<p>(添付書類)</p> <p>交付申請時の添付書類に準じるものとする。</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>別途通知する日</p>
第11条	<p>(報告事項等)</p> <p>必要あるときは別途通知する。</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>病院内保育所運営事業所要額精算書（様式4-1）、保育士等職員給与費明細書（様式4-2）、病院内保育所運営事業実績報告書（様式5-1）、24時間保育（夜間保育）実施実績表（様式5-2）、病児等保育実施実績表（様式5-3）、緊急一時保育実施実績表（様式5-4）、児童保育実施実績表（様式5-5）、休日保育実施実績表（様式5-6）、保育児童名簿（様式5-7）、病院内保育施設利用状況調（様式6）、委託費の精算書の写し（運営を委託している場合）</p> <p>※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内（第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>

別 表

補助金の額

補助金の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

次の表に定める種別ごとの基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1 種 別	2 基 準 額	3 調 整 率										
(A型特例) 児童 1人以上 保育時間 8時間以上 保育士等職員 2人以上	各病院内保育施設につき、下記1により算定した基本額から下記2で定めた保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、下記3により算定した加算額の合計額とする。	負担能力指数による調整率は、下記の表のとおりとする。ただし、院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。										
(A型) 児童 4人以上 保育時間 8時間以上 保育士等職員 2人以上	1 基本額 (A型特例) 1人× 180,800円× 運営月数 (A型) 2人× 180,800円× 運営月数 (B型) 4人× 180,800円× 運営月数 (B型特例) 6人× 180,800円× 運営月数	<table border="1"> <tr> <td>負担能力指数</td><td>調整率</td></tr> <tr> <td>5未満</td><td>1. 0</td></tr> <tr> <td>5以上20未満</td><td>0. 8</td></tr> <tr> <td>20以上</td><td>0. 6</td></tr> </table>	負担能力指数	調整率	5未満	1. 0	5以上20未満	0. 8	20以上	0. 6		
負担能力指数	調整率											
5未満	1. 0											
5以上20未満	0. 8											
20以上	0. 6											
(B型) 児童 10人以上 保育時間 10時間以上 保育士等職員 4人以上	2 控除額(保育料収入相当額) 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる人数は下記の表のとおりとする。 ※保育月数 下表種別ごとの保育児童数×12箇月	(注) 負担能力指数は、院内保育施設設置病院の補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の院内保育施設運営費に係る設置者負担額（病院内保育所事業補助金交付前の額）で除した数値とする。										
(B型特例) 児童 30人以上 保育時間 10時間以上 保育士等職員 10人以上 なお、いずれの型の場合においても、保育児童数については各月1日に在籍し、かつ15日以上保育する児童を対象とし、年間平均児童数が上記の基準人数を満たす必要がある。（ただし、基準人数を満たす場合でも基準値未満の月が6カ月以上に達する場合は該当しない。） また、補助の対象となるのは補助対象施設に勤務する医療従事者の児童に限る。 保育士数については各月について常勤換算数で、基準人数を満たす必要がある。	種別ごとの保育児童数 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>保育児童</th></tr> <tr> <td>A型特例</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>A 型</td><td>4人</td></tr> <tr> <td>B 型</td><td>10人</td></tr> <tr> <td>B型特例</td><td>18人</td></tr> </table> 3 加算額 (1) 24時間保育を行っている施設 加算額 23,410円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 加算額 187,560円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 加算額 20,720円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 加算額 10,670円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 加算額 11,630円×運営日数 ※ 休日とは日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。	種 別	保育児童	A型特例	1人	A 型	4人	B 型	10人	B型特例	18人	●院内保育施設に係る標準経費の算出方法 標準経費=4月1日現在の児童数/2.6人（保育士等の数※）×3,186,000円（標準人件費）+その他の経費（病院内保育施設運営費のうち、保育士等の職員の人件費を除いた経費） ※A型特例及びA型については2人、B型にあっては4人、B型特例にあっては10人を下回る場合はA型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。
種 別	保育児童											
A型特例	1人											
A 型	4人											
B 型	10人											
B型特例	18人											